

平成30年度金山町資格取得支援事業のお知らせ

仕事に役立つ資格を取得した場合、**経費の2分の1(上限1人10万円)※**を町が補助します。

※交付額は千円未満切り捨て

対象者 金山町内に住所を有する、満65歳までの方

※申請者は補助の申請時において町税等に滞納の無いこと

※資格取得日から、引き続き金山町に1年間住所を有しようとする方

1. 求職者…公共職業安定所に求職登録をしている無職の方



2. 在職者

①町内事業所に勤務している方

※経営者を含み1事業所につき同一年度3人まで申請可能

※原則として補助の申請者は経費を負担した事業主

(事業所の支店が町外に立地している場合でも、対象者が町民であれば可能。

なお、事業主は、経費を最後に支払った日において、法人の場合は事業所を、個人の場合は住所を町に有すること。)

(経費を在職者自身が負担した場合は本人申請可。その場合は、事業主から同意を得ていることが条件。)

②新庄・最上地域の事業所に勤務している方

※経費を在職者自身が負担した場合のみ申請可。その場合は、事業主から同意を得ていることが条件。

3. 学 生…高等学校・専門学校等に在籍している学生(町外に通学している学生も可)

※補助の申請者は、未成年の場合はその保護者

※学生本人・保護者ともに、住所を金山町内に有すること。

対象資格 別表(裏面)に掲げる**国家資格**及び**国家検定等**(技能検定)

例：土木施行管理技士、フォークリフト運転技能講習修了、電気工事士、危険物取扱者、大型自動車免許、情報処理技術者、食品衛生責任管理者など

※補助の対象となるのは、同一年度1人1種類まで

対象経費 資格取得に必ず要する講習等の**受講料**(教材費含む)、**受験料**、**資格登録料**など

※参考書の購入費や旅費等は除く

申請期限 平成31年3月29日まで

※平成30年1月1日以降に取得した資格等が対象



手続き 補助金交付申請書に下記の書類を添えて産業課商工観光交流係へ提出

- 受験に要した経費を明らかにする書類(領収書等)の写し
- 資格を取得したことがわかる書類(合格通知や免許証等)の写し
- 町税等について未納税額がない証明(納付状況の閲覧に同意された場合は不要)

※上記のほか、ハローワークカードや学生証の写しなど必要に応じ追加となる場合があります。

※ご不明な点がございましたら、下記あてにお問い合わせください。

問 役場産業課 商工観光交流係 ☎52-2111(内線405・406)